「清良記」「巻七」をめぐる農書研究(2):
古堅田の解釈を中心に

誌名	農村研究
ISSN	03888533
著者名	永井,義瑩
発行元	東京農業大学農業経済学会
巻/号	63号
巻号補足	
掲載ページ	p. 49-58
発行年月	1986年9月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat

AgriKnowledge

『清良記』「巻七」をめぐる農書研究（2）

―― 古堅田（こかしだ）の解釈を中心に ――

永　井　義　瑩

はじめに

『清良記』「巻七」第七項目「一領具足附田畠夫積の事」の文章中に古堅田という田地を記載している。宇和島藩史料『弐墅截』にも同じく記載されている。この古堅田は，宇和島藩・吉田藩にのみ通用していた呼称のようで他藩に例をみない。古堅田に対する既往の研究による理解は曲解されている感が強い。本稿では古堅田とはどのような田地を指すのか多角的な視点から検討を試みるものである。

1.　古堅田の文章

今さら述べるまでもないことであるが，『清良記』「巻七」に記載される古堅田の語句は，近代一領具足の農業経営における田畠夫積（ふづもり）の文章中に記載されている。以下，その文章を掲げると（以下，「A」とする）[1]，

> 頃（このごろ）田地一町といふは，近代一両(領)具足といふ侍一人分の領地なり，此の田畑耕作の人夫役の事，上下合して中分を積る，古堅田一段(反)，此の古堅といふは瞻(水)田（みずた）にあらずして，堅くして冬は水乾きたる田の事なり。〔（　）は永井〕

とある。また，『清良記』「巻七」第十二項目「清良宗案問答の事」には（以下，「B」とする）[2]，

> 一，清良又問ひけるは，田夫の上は如何程起すや，上の夫は麦のあとを一段，中夫は六畝七畝，下夫は三畝四畝，水田も同前に御座候，其の外に古堅田と申すは上の夫五畝六畝，中四畝又四畝十歩，下は三畝斗り起し申し候。

とある。さらに『郡鑑』「第一」には（以下，「C」とする）[3]，

> 国土安穏万民ゆたかに納ル御代の其本ハ田畑ゟ生せさるといふ事なし，爰に百姓壱廉分の田畑耕作の人夫上下を合て中分の積りをしるす，（中略）此こかし田と云ハ麦地にあらす，水田にあらす，かたくて冬ハ水かわきたる田なり，（下略）

とある。

古堅田を説明する文章は，ここに掲げた「A」「B」「C」の短い文章のみである。既往の研究では「A」のみが高い使用頻度を示し，「B」はほとんど使用されていない。「C」は私がはじめてここに取り上げるものである。「A」の文章を中心に以下古堅田の解釈を試みたい。

2.　古堅田に対する現地聴取調査

古堅田の呼称は現在でも生きており，昭和57年(1982) 3月下旬に行なった聴取調査の結果を示すと以下のごとくである（同じ意見のみであるが，これが重要である故に省略せずに記述する）。

(1)田の排水の悪い所，
(2)一毛作田，
(3)用水は良い，
(4)水はけの悪い所の田，
(5)麦は作れず，
(6)排水のあまり良くない田（現在は圃場整備事業により暗渠排水となる），
(7)排水の非常に悪い田（＝ドタ）と排水に労働力をかければ麦田になるその両者の中間の田が古堅田，
(8)苗代田を作る場所で水もちの良い田，

古堅田という語句から連想するイメージとは異なり，排水不良の一毛作田という思いもよらぬ調査

結果を得た。徳永光俊氏[4]の聞き取りでは「古堅田に麦が作付けされて麦田となることはしばしばあるとのことであり，当時においても麦田と古堅田は年によって交替していたと思われる」と述べているが，私の調査では徳永氏のごとき結果は得られなかった。徳永氏と私の調査結果の相違は重大な意味を持つのであるが結論は後述する。

3. 古堅田に対する既説

古堅田の語句の解釈は，あまりにも単純なことがら故か，具体的な解釈をせぬまま，「A」の文章から乾田と解釈するのが一般的である。このような状態の中で峰岸純夫氏[5]は十五世紀後半＝中世後期の二毛作田に触れ（「A」の文章を引用して），

> 「乾田すべて二毛作田ではなく，『清良記』にある古堅（こかし）田のごとく，地味の消耗度，施肥の条件や労働力事情を考慮して，断続的に麦作をする乾田もある。もちろん恒常的な二毛作田もある。裏作（麦作）を行った場合にのみ加地子収取の対象となるわけである。
>
> 乾田に麦作が行いうるということは，たとえ早年で，稲作が不能の場合でも，すぐに大豆作，あるいは麦作に重点を移すことによって，最悪の凶作を回避しうる状態になったことを意味し，旱害に対する抵抗を著しく強めたことになる。それによって農業経営の安定性は著しく増大する。中世後期の二毛作は今日のように，恒常的な二毛作田を想像することは誤りであり，諸条件によって二毛作が可能だという意味で二毛作可能乾田と称するのが適切であろう。」

と述べている（長文であるが引用に際して誤釈することをさけるため，古堅田に関する全文を掲げた）。

この峰岸氏の説は果して妥当な解釈と言えるであろうか。「A」の文章からは「古堅田は水田ではなく，堅くして冬は水が乾く田」としか解釈できないのである。峰岸氏が長々と説明する地味の消耗度，施肥の条件，労働力事情，断続的に麦作をする乾田などという解釈は，いっさい導き出すことができないのである。さらに，これらの諸条件をうけて二毛作が可能である田を二毛作可能乾田とする。すなわち，古堅田＝二毛作可能乾田と解釈する。この峰岸氏の説をうけて，発展的に解釈する徳永光俊氏の説がある[6]。やはり長文だが引用すると，

> 「古堅田とは用水事情が幾らかよくなって，冬には水を落とすことができるようになり，乾いて堅くなってしまう田である。この田はおそらく（中略）粘土質の疑路が多かった田ではなかろうか。（中略）この古堅田では，乾田化されているのになぜ裏作がされなかったのであろうか。鍬もたちがたいという土壌条件もあっただろうが，峰岸氏の説明のように，肥料量や労働配分のかねあいなど他の作業や作付けとの関係から裏作がされなかったと考えられる。二毛作可能乾田とはまさにこの古堅田にあたるのではなかろうか。現地での聞き取りによれば，古堅田に麦が作付けされて麦田となることは，しばしばあるとのことであり，当時においても麦田と古堅田は年によって交替していたと思われる。」

と述べている。徳永氏に至っては，峰岸氏の説を全面的に肯定し，さらに，現地の聞き取りから，古堅田と麦田の交替説まで登場してくる。徳永氏が古堅田と粘土質の疑路（現地では疑路を「ギロン」と発音する）を結びつけていることは注目に値する。

両氏の解釈は，「A」の文章から古堅田＝乾田と規定し，自分なりの解釈づけを強引に行ない，文献判読においては牽強附会しているとしか受け取れないのである。私には前述のごとく，「古堅田は水田ではなく，堅くして冬は水が乾く田」としか解釈できないのである。さらに，前述の調査結果のごとく，古堅田は排水不良の一毛作田であるにもかかわらず，峰岸氏のごとく現地調査もせず，徳永氏のごとく調査をしても曲解としか考えられない古堅田と麦田の交替などと想像もつかない説が提示される背景には，「A」の文章で古堅田が一領具足の農業経営として記載されているために，『清良記』と一領具足の語句が威圧的に古堅田の上におおいかぶさって判断を狂わしている感が強い。また，明治農法の乾田馬耕の先入観があるためか，もしくは研究者の脳裏には灌排水技術のこだわりから乾田化された技術体系が最良の技術であるかのごとき偏重があるためなのか，「A」の文章「冬は水乾きたる田」から乾田と断定し結

論を急ぎ過ぎる嫌いがある。

私が実施した現地調査の結果と峰岸・徳永両氏の提示する古堅田の解釈は，まったく相反するものである。何故に，このような相反する結論となるのか。『清良記』「巻七」に記載される「A」の文章は元来どのような体裁をなしていたのか，さらに一領具足なる農業経営が果して存在したのか，それらの検討から始めていかねば，真の古堅田の理解はできないと考える。

4. 「百姓壱廉分」から「一領具足」への改ざん

『耕作問答』は『耕作事記』「第九」[7]に収録されている。前述「A」の文章に関係する部分のみを掲げると（以下，「A′」とする），

> 一，田地壱町ト云ハ近代一領具足ト云侍一人ノ領知ヲなり（云なりか），此田畠耕作の人夫役の事，但上下ヲ合セ中分ノ積也，
> 一，古堅田（コガシダ）壱反，こかし田といふハ麦地ニあらず，水田ニあらすしてかたくて冬ハ水乾たる田の事なり，〔（ ）内は永井〕

とある。元来は「一つ書き」の「A′」の二つの文章を一つに改変し，頭初に「頃（このごろ）」を加筆して，現存『清良記』「巻七」の前述「A」の文章になったのである。

ところで，「A」の文章とほとんど同内容の文章が『郡鑑』にもある（前述「C」の文章）。『郡鑑』は吉田藩御浦奉行の岡村直正が貞享2年（1685）5月上旬に清書成就した書である。『耕作問答』が収録される『耕作事記』は天和2年（1682）以降の成立である[8]。さらに現存『清良記』が編集された時期は元禄15年（1702）から享保16年（1731）の間である。この諸本の成立過程から推察すると，『郡鑑』の「C」文章のごとくであった文脈を，『耕作問答』「A′」のごとくにし，さらに現存『清良記』の「A」のごとく改変されてきたと考えられる。『清良記』には「古本」と「新本」の系統本が存在するが，前述の加筆された「頃（このごろ）」は『耕作問答』や古本系統本と言われる『清良記』には記載されていないのである。すなわち，『郡鑑』の文章が第一回目の古本系統本の編集（＝『耕作問答』も第一回目に入る）の後に，第二回目の新本系統本の編集過程で加筆されたと推察できるのである[9]。

ところが『郡鑑』の「C」から『耕作問答』の「A′」への編集過程で，人の目を欺く用語の改ざんがなされているのである。すなわち，「C」で「百姓壱廉分」が「A」の「一領具足」となる。その結果，「A」の文章は思いもよらぬ方向へ展開して行くのである。一反歩当り所要労働や一町歩当り所要労働は農業労働調査なるもので，『郡鑑』の記載も個別農業経営を記録したのではなく，一町歩のモデルケースとして数字を示すものである。農業労働調査は加賀藩の例も報告されている[10]（加賀藩の場合は高百石に対する農業労働である）。このような調査は寛文・延宝期頃を中心に諸藩に見かけられるのである。『郡鑑』の農業経営モデルもその一例と見てよいものである（これら諸例の比較研究はまったくなされていない）。つまり，近世の貞享年間頃の「百姓壱廉分」のモデルケースが，中世後期，土居清良政権下の一領具足の農業経営に改ざんされた形になる。既往研究のほとんどすべてが，この改ざんされた一領具足の農業経営として把握せざる得なかったのである。その結果，当然のごとく文章の解釈に矛盾が生じてくる。豊臣秀吉の天下統一後に実施された太閤検地の田積単位「畝」が文章中にあることが矛盾であると指摘[11]されつつも，古島敏雄氏[12]のごとく，「かって五畝に当るものを半と現わしていたものを『清良記』成立の際，またはその後の伝写の際，近世の田制に牽制されて，半を五畝と改めたと解されないだろうか。半を五畝と解することは近世の地方書の中にも例はある」として古島所蔵『稿本地方活法』を引用する。この古島氏の説も強引な解釈であることは注釈するまでもない。また，最も新しい『清良記』「巻七」の農書研究では，徳永光俊氏[13]の曲解がはなはだしく，編集された『清良記』全巻の中でも「一領具足」という一語をもって，「一領具足は南伊予地方でも戦国時代からこの制度がしかれていた」と断定するのである。それでは一領具足とは具体的に何であった

のかを次に概観しておきたい。

5. 一領具足について

一領具足は土佐の長宗我部元親が永禄10年（1567）頃から農民的武士を地域的な衆組織に編成し，軍事や経済上の基盤とすると共に，夫役をも徴集していた。『土佐物語』[14]には，「抑彼一領具足と申すは，僅の田地を領して，常に守護へ勤仕もなく，唯己が領地に引籠り，自ら耕し耘り，諸士の交りもせざれば，礼儀もなく作法もなく，明暮武勇のみ事として，田に出づるにも，鎗の柄に草鞋兵糧を括り付け，田の畔に立置き，すはといへば鎌鍬を投捨て走り行き，鎧一領にて差替の領もなく，馬一疋にて乗替もなく，自身走り廻りければ，一領具足と名付けたり。弓・鉄炮・太刀打に調練して，死生知らずの野武士なり。」とある。また『長元物語』[15]には「一領具足は他家にては馬廻分程の侍なり」とある。また「長宗我部掟書」第二四条[16]には「馬之事三町分限迄者」とある。また藩政後期に編纂された『参考土佐軍記』所収の「中村家譜」[17]でも約三町の土地を耕作している農民的武士を一領具足としている。これらより，だいたい二〜三町歩程度の給地を規準として所持していた直臣であったようである。しかし，関ケ原の戦いで長宗我部氏は敗戦し，一領具足は消滅していく運命となる。以上，一領具足について知り得る文献を掲げたが，その実態については定かでない。それも中世後期に存在していたもので，『土佐物語』に記載されたような姿が一領具足ならば，『清良記』「巻七」第七項目の一領具足の農業経営などとは似ても似つかないのである。文章を改ざんした編集者の目的は定かでないが，一領具足が耕作していたと言われる二〜三町歩と百姓壱廉分の田畑合計一町二反五畝[18]が面積的に近似していたために改ざんしたのであろうか。それにしても，土佐に存在はしたであろうが，その起源や身分も具体的には不詳である一領具足と，近世に入って実施された農業労働調査なるモデルケースとして登場した百姓壱廉分を合体してしまうのであるから，たいへんな改ざん行為であった訳である。さらに，一領具足の語句にのみ踊らされて冷静な判断で文章を読解できなかった研究者にも責任があるであろう。

6. 古堅田一反の農業労働力はモデルケース

『清良記』「巻七」には古堅田一反歩の農業経営に必要な農業労働の男子労働力のみを記載する。第1表（1）に文章は省略して労働力のみを掲げた。ところで農業経営は男子のみで成り立つものではない。女子の男子並の重労働に支えられて，はじめて農業経営が確立されるのである。稲作の場合は田植期と収穫期の農繁期に集中する農作業は重労働である。第1表（1）で田植期の労働は女子を中心に作業が進められるとしても，米が年貢として重くのしかかってくる当時の実情を考えると，脱穀と選別・調製作業にはかなりの男子労働が必要となる。ところが，それが記載されていないのである。記載されていなければ女子労働によって代替されたと速断するのも行き過ぎである[19]。『清良記』「巻七」では，「夜々することをいれず」とあるが，最も重要な選別・調製作業が夜に行なわれるはずはないから，最後の年貢納入にでも入れてあるのかそれは定かではない。このような疑問を確かめるためと古堅田一反の記録の信憑性を問うために，第1表（2）に宇和島藩郡（こおり）

第1表 田地一反当り労働力

(1) 古堅田		(2) 麦田	
作業別	人数	作業別	人数
かん農	1人	中打・切刈ともに	2人
中鋤	牛共に 2		
肥料運搬	馬共に 1	肥料運搬（刈草50荷）	7
苗代作り他	4		
後鋤	牛共に 1	荒打	2
荒掻き	1	荒掻き	牛共に2
中代かき	牛馬共に 4	むくち牛	牛共に2
中代・苗取り	1	代かき	2
苗よせ・えぶりさし	1	苗取・田植	6
草取り	5	草取り	10
水加減	1		
稲刈	2	稲苅	2.5
稲取	馬共に 1	稲干・籾摺	5
米俵作り	1	縄俵	3
年貢納入	5		
延労働力	計 33	延労働力	計 43.5

備考：1）古堅田は『清良記』「巻七」第七項目の文章より作成。
2）麦田は『日本農民史料聚粋』第十一巻収録『不鳴条』四十四より作成。

奉行所の記録を輯録した『不鳴条（ふめいのじょう）』[20]の「田一反作人歩積之事」に記載される麦田の例を掲げた。さらに前述『清良記』「巻七」第七項目から「一反当り農業労働力」を第2表に，同書「巻七」第十二項目（前述「B」の文章）「人夫一日当り耕起作業面積」を第3表にそれぞれ掲げた。これら諸表の比較からいくつかの疑問が明らかとなる。まず比較する際に注意すべき点は，執筆者の農作業に対する見方に相違があるために，記載される数字にはかなりのひらきがある。これは最も配慮すべき点である。第1表の『清良記』と『不鳴条』では作業分類に相違がある事，同じ一反歩でありながら草取りに古堅田は5人，麦田は10人と二倍の差がある。古堅田は草取りをあまり必要としない田地なのか。肥料運搬は古堅田1人，麦田7人と大差があるのは麦田には大量の肥料投入が必要なためである。第1表の麦田43.5人と第2表の麦田25人では18.5人と大幅な差がある。どちらを信用してよいのか戸惑うばかりで，私は古堅田の労働力の数字はとうてい承認できないのである。既往研究では第1表（1）の古堅田を例示して一領具足の農業経営とするのが一般的な解釈であったが（一領具足の経営ではないことは前述した），これが『郡鑑』にある百姓壱廉分の農業経営であっても，農作業過程に斑がある。あくまでもこれはモデルケースとして取り扱うべきであろう。

ちなみに『弐墅截』広見村[21]の本百姓一人前の耕作面積は田九反歩，畑一反三畝余とあるが，これはごく好条件に恵まれた村の例であって，ほとんどの村では本百姓一人前は田六反歩前後でしかない。これに則して見ても，「麦田三反，古堅田三反，水田三反，山田一反」[22]合計一町歩の夫積り（＝労働力）と杓子定規のごとく面積を記載するのも，モデルケースの良い例といえるのである。

第2表　田地別一反歩当り所要労働力

田地	人数
麦跡田	25人
水田	27
古堅田	33
山田	38

備考：『清良記』「巻七」第七項目の文章より作成。

第3表　一日当り耕起作業面積

	上の夫	中の夫	下の夫
古堅田	5畝～6畝	4畝～4畝10歩	3畝
水田	1反	6～7畝	3～4畝
麦田	1反	6～7畝	3～4畝

備考：『清良記』「巻七」第十二項目の文章より作成。

そこで，モデルケースとして第2表から古堅田の一反歩当り所要労働力をみると，排水が比較的良好な麦跡田25人よりもかなりの労働力を必要とし，水田の27人を越えて33人を必要とする田地が古堅田ということになる。さらに，第3表の一日当り耕起作業面積では，水田と麦田は同じ面積であるが古堅田の耕起面積は少なくなる。ということは，耕起作業において古堅田の耕起はかなり重労働であったとみてよいであろう。

ここで前述の峰岸・徳永両氏のごとく，古堅田を乾田あるいは二毛作可能乾田と解釈したならば，第2，第3表で麦田に近似する数字が記載されるはずであるが，かなり懸隔した結果が示されている。つまり，古堅田は乾田や二毛作可能乾田ではなく，私がはじめに掲げた現地聴取調査の結果のごとく，排水不良の田地であって，一反歩当り所要労働力や一日当り耕起作業にもかなりの労働を必要とした環境不良の田地と言えるのである。

7.　古堅田の地域性

『弐墅截』には田地相応の稲種名を麦田，こかし田，水田，水冷田の順にそって記載する。例として毛山村のこかし田を掲げると[23]，

一，こかし田ニ小法師，白稲，太稲

とある。これらの記載を総村数216か村から抜出し集計したのが第4表である。「古堅田あり」としたのは「古堅田に栽培される稲種が記載される」ことを意味する。逆に「古堅田なし」は稲種が記載されていないのである。同表によって宇和島藩全域の古堅田の存在をみると，第1～第4と第6地域に古堅田が多く存在する（宇和島市を中心に南部に多く存在する）。これとは対象的に第5と第7，8，9地域では古堅田があまり多く存在しない。全域では古堅田の存在しない村の方がわずかではあるが多いのである。明らかに古堅田の

第4表　宇和島藩領内の地域別古堅田の有無

地域	郷名	村数	古堅田あり	古堅田なし	現在の行政区域
第1	松庄	22か村	22か村	0か村	一本松町，城辺町，西海町，御荘町
2	岩松，清光，岩藤	19	18	1	津島町
3	成妙，黒土	23	22	1	広見町，松野町
4	板島，来村	21	12	9	宇和島市
5	周智，柳之	40	7	33	野村町，城川町
6	永長，岩野	11	7	4	宇和町
7	永長，山田，岩野	27	9	18	宇和町，三瓶町と明浜町の一部
8	岩野，保内	32	2	30	八幡浜市
9	保内，立間	15	1	14	保内町
		合計　210	100（47.6%）	110（52.4%）	

備考：1）『弐墅截』上・下巻より作成。
2）組編成から郷編成，さらには現在の行政区域に合致させて作表した。
3）『弐墅截』では総村数216か村であるが，稲種を記載しない村があるために210か村となる。

存在する地域と存在しない地域があることが判明する。宇和島藩領内は自然条件が多大に影響して，地理的にはリアス式海岸と背後に広大な山地があり，平地も狭小で限定された面積でしかない。特に海岸線は複雑に入り組み，海岸よりの急峻な地形には石垣を積み上げた棚田や段々畑が発達している。藩政時代には漁村の村々を浦方として区別しているが（農山村は里方），この浦方にも第4表と同様の特徴がある。すなわち，第1，2地域に古堅田が多く，第4地域ではほぼ半分の浦方にあり，第7〜9地域ではまったく存在しないのである。棚田の多い浦方は天水田であり，稲作が行なわれない農閑期には乾燥田となる田地が多い。

前述の峰岸・徳永両氏のごとく，古堅田を乾田あるいは二毛作可能乾田と解釈する説を第4表や第5表に照合すると，乾田の多い地域と少ない地域が存在することになる。特に浦方は乾燥田が多い（土地改良による乾田ではなく自然条件の厳しさからくる水不足による乾燥田である）にもかかわらず，

第5表　浦方における古堅田の有無

地域	浦方村数	古堅田あり	古堅田なし
第1	6か村	6か村	0か村
2	2	2	0
3	—	—	—
4	10	4	6
5	—	—	—
6	—	—	—
7	1	0	1
8	9	0	9
9	8	0	8
計	36	12	24

備考：第4表より浦方のみを抽出して作成。

第7〜9地域に古堅田が存在しないのは矛盾する結果となる。私の解釈はまったく逆であって，古堅田は乾田ではなく排水不良田であるために浦方に存在しないと推定する。古堅田が排水不良田という解釈から第4表をみると，宇和島藩領内の南部地域に排水不良田が多く存在し，北部には乾燥田が多く存在するという結論になるのである。それでは古堅田にはどのような稲種が栽培されていたかを検討することによって，さらに古堅田の理解を深めてみたい。

8.　古堅田と稲種の関係

1）　古堅田と太米

『弐墅截』に記載される稲種から太米（タイトウ）を集計すると，麦田9か村，古堅田46か村，水田80か村，水冷田13か村にそれぞれ栽培されている[24]。古堅田と水田を中心に栽培村数が多い。これは何を物語るのであろうか。『清良記』「巻七」第三項目に挿入されている『五穀雑穀其外作物集』[25]から太米の文章を例示すると，

> 白地を不嫌，上田ニハ弥能て，其上ニ飯にして食多し，農人の食して上々の稲なり，第一日損少もなし，虫不喰，風こほれに逢事，又余ニ勝れたり，是のみにて其外こなしニ手間不入，善事数多有稲なり，（中略）太米ハ田地を不嫌といへども善土ニ実多し。

とある。これを解釈すると，

(1)瘠薄地でも栽培できる。上田はさらによく，肥沃土（＝善土）には穂数多し，

(2)飯にすると食が多くなる（釜殖歩合が大きくなる事か），
(3)農民が食する上々の稲である，
(4)旱魃に強く虫喰いがない，
(5)籾の脱粒性はある[26]，
(6)その他にも勝れている。栽培管理の手間がいらない，

等々である。この内容を是認するかのごとく，嵐嘉一氏は『日本赤米考』[27]において，印度（インド）型赤米種（太米）の多くの事例研究から興味ある結論を導いている。太米について，

> 本種は特に瘠薄な低湿田によく適応し，他方耐旱性も強い。そのため充分な用水系統を持たない強湿田での作付が圧倒的であった。従って，本種の作付盛衰はその地方の水田の立地条件――特に低湿度と用水施設の整否――の改善と関連している場合がすこぶる多いのである。

と述べている。さらに太米は不良環境適応型の稲であると結論づける[28]。すなわち，太米の栽培村数から『弐墅截』に記載される古堅田（46か村）と水田（80か村）をみると，常時水をもった瘠薄地もしくは湛水田であったことが推測できる。前述の聴取調査による古堅田が排水不良田であったこととも一致するのである。

ところで田地を分類する一例をあげるならば[29]，

(1)乾田とは環境優良という認識から足を踏み入れても水が滲み出さないような田地，
(2)半湿田とは田面に足を踏み入れると水が滲み出す，
(3)湿田とは常にジメジメしていて足を踏み入れると水が溢れ出る，
(4)湛水田とは一年を通して常に地表に水がある，

等々となる。この(1)～(4)と太米の関係を照合すると，古堅田が(1)のごとくならば麦田に近以した田地となり，太米の栽培村数も少ないはずである。しかし結果は水田に近似した栽培村数を示すのである。一般的な解釈ではこの水田とは(2)～(4)に相当するものであるが，前掲の『郡鑑』[30]から田地分類を掲げると，『清良記』「巻七」第七項目や『弐墅截』の分類とは異なった方法で地位から麦田，上田，中田と分類する。以下，それらの文章を掲げると，

> 一，麦田壱反ニ付壱石七斗代，是ヲ食米と云
> 　但麦田者干田なり故麦を蒔なり，麦を蒔時糞を能いたさされは稲悪し，中稲を植る田ニて是を上々と云，
> 一，上田壱反ニ付壱石五斗代
> 　上田ハ水常に有て作場近シ前田なり，麦田の辺ハ上田と見へし，九十六色の稲何も相応と云，
> 一，中田壱反ニ付壱石三斗代
> 　中田ハ見様に考有，上田に紛るなり，冬ハ寒水をしかけ，春ハ正月中旬ゐ山岸の糞土ヲ入家敷廻りのはきためをいるれハ上田分の稲吉と云，
> 　（下田以下，山田は省略）

とある。麦田は干田である。干田＝乾田と解釈するよりも畦立てによって麦が栽培[31]されているのであるから，比較的乾田に近い状態の乾燥田と解釈した方が無難である。

上田は水が常にある田地で耕作する場所（＝作場）も家の前（＝前田）で麦田の周辺にある。九十六色の稲[32]のいづれもが栽培に適するとする。これは湛水田であり水田と解釈してよいであろう。

それでは太米が多く栽培される古堅田はこの水田に近似した田地であるが，具体的にはどのような田地を指すのか，『郡鑑』中田の文章とも関連があるように思われるので，後稿で述べる。

2)　田地相応の稲種

本誌前号51頁第2表から田地別に主要稲種（栽培村数の多い順）を抽出し第6表とした。古堅田には合計47種類の稲種の栽培村数が確認される。しかし，古堅田を中心にして多く栽培される主要稲種が存在しないのである。早稲（わせ）種は麦田を中心に栽培村数が多いのに対して，古堅田に栽培される早稲種は栽培村数が少ない。麦田，水田，水冷田の田地相応の稲種が存在するにもかかわらず，古堅田に相応した稲種が存在しないということは何を意味するのであろうか。おそらく，麦田や水田と呼ばれたのは基盤条件が安定した田地で

第6表　田地相応の主要稲種

田地	稲種（栽培村数）
麦田	弥六（163），一本千（90），穂かくし（72），八合稲（67），庭たまり（52），丹波（41），大坂もち(40)，加賀わせ（38），髭白（38），おっともせ（31），辺土（26），万倍（13），
水田	小法師（81），太米（80），ちご（60），けば（57），福用（52），ながらけ（41），道前（33），絹買(19)，内蔵（16），
水冷田	こぎ太夫（32），鬼豊前（32），清水法師（17），
水田と水冷田	かさなり（35，37），生もち（18，14），白草（11，6），
全田地（麦田，古堅田．水田，水冷田）	白稲（40，38，27，49），

備考：1）　原史料は『弐墅截』。
　　2）　本誌第61号51頁第2表より作成。

あったと推測する。それに対して古堅田は不安定な田地で著しく環境不良な田地であったのである。前述の聴取調査の結果からも想起されるのである。既往研究では曲解から古堅田を乾田と規定してきたが，『郡鑑』や『清良記』「巻七」第七項目で古堅田がモデルとして取り上げられているのは，環境優良の田地ではなく，まったく逆の環境不良田であるがために，土の性質を利用して土壌の改良を行ない，いかにして潜在地力を高めるかに注目していた結果ではなかろうか。いわゆる潜在地力の発現は土を乾かすことであり，荒起しの方法に帰着すると言われている[33]。

9.　古堅田と疑路

『耕作問答』，『清良記』「巻七」，『郡鑑』の諸書に古堅田の農作業過程が記載される[34]。それは一領具足の農業経営ではなく，百姓壱廉分のモデルケースであることは前述した。その農作業過程の中から耕起作業についてのみ言及してみたい。なお，この古堅田の労働力や農作業過程の一部作業が抜けていることからも，はなはだ信憑性には欠ける文章であることは前述した。従って疑わしいという前提に立って，古堅田の性質を述べてみたい（文章は長文ゆえに省略する）。

第1図に打起しから荒掻までの農作業を示した。この農作業過程で暮から正月にかけての打起し（鍬使用）は，稲の苅株が早く腐るのを早めるための荒起しであろう。次の中鍬（『清良記』諸本では中すきとも記す）は人力や畜力（牛）によって行なう。ここでの疑問は溝掘と記載することである。

第1図　古堅田の作業過程（寒農から荒掻まで）

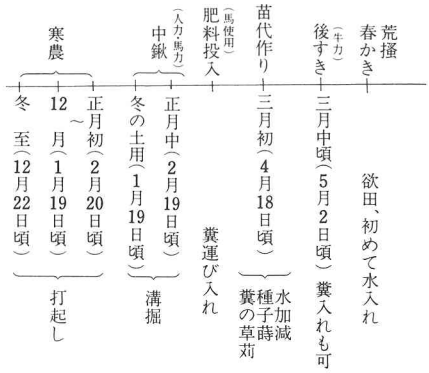

備考：（ ）内は太陽暦を示す。

古堅田の作業過程の文章に従うならば，荒掻の段階ではじめて水を入れることになっている。打起し後の中鍬の過程で田地に溝掘を行なう作業が，何のために必要なのか。降雨を速やかに排水するためか。あるいは他に何らかの目的があるのか。この溝掘は不可解な作業である。その中鍬後，肥料投入，後すき（牛力）して荒掻となる。この荒掻は春かきとも云うとあるが，後に続く文章の体裁から考えると，代掻き（一回目）である。寒農（打起し）から荒掻までを一見しただけでは，乾田のごとく受け取れるのであるが，苗代作りが記載されるのは，前述の聴取調査で古堅田は排水不良が幸いして苗代田を作るという結果とも一致するのである。荒掻（代掻）は水がなければ不可能な作業であるが，打起しから荒掻に至る過程で溝掘が入ることは何らかの作業が存在したのではないかと推測するのである。古堅田の特徴にしては

肥料投入の回数が多いのであるが，それは中鍬後，後鋤の時でも可，中代（中代掻）の時に肥料かけと多くて三回実施されているが，第1表（1）では1人の労働力でしかない。これが実際に行なわれたかは疑問とするところである。記載に従えば回数の多いのは事実である。以上の作業過程から，打起し後の乾土効果や溝掘の疑問，さらに多投肥料の関連から，これら諸作業によって潜在地力を活用できるような土壌は疑路ではなかろうかと推測して，これらの関係について述べてみたい。

『清良記』「巻七」第四項目では土壌分類で三段階に区分し[35]，疑路は最下位の土壌である（『耕作事記』収録の『土地弁談』ではギロとルビするが，現地ではギロンと発音する）[36]。疑路は粘土質の土壌を指す。真疑路を肥やすことによってしか真土となる。すなわち，中の下から上の下へ地位が上昇することになる。下の下は山疑路で最も低質な土壌である。疑路の畑土については以下のごとくである[37]。

> 扨畑ハ何ほど肥しても，何年作りても上ノ畑ニハならず，余ニこやしを入て後も畑一尺二尺も高く成りては作ニ実不入，柄（カラ）や葉を取るニハよし，先畑ニしてハ水もちよ過て雨ふれバ田の如く水溜り，膝のさら迄ぬめり入，日てりハじねんと渇（カワキ）て上中（『清良記』「巻七」では「上下」）共ニ堅（かた）まり鍬も立難き故，日のあたゝまり底土迄こたへて，作もこけて掛る爰を以おもへバ（以下略），

疑路（「真疑路はこまかなる土」とある）の畑土は粒子が細かいために，畑の場合は水持ち（＝保水）が良すぎて，降雨後は膝までぬかる。逆に日照りには乾燥しすぎて鍬も立難いとする。これを前述の聴取調査の結果を参照に考えると，古堅田が排水不良田である原因は疑路（＝粘土質）であるために，水が下層へ滲透していかないのである[38]。逆に用水が良好（保水条件が良い）なために短期間の苗代田には好条件となる。

第1図の打起し作業は乾燥田の状態で行なわれるのであろうか。畑土のごとく乾燥田であるならば鍬も立難い状態となる。前掲『清良記』「巻七」や『郡鑑』の「A」や「C」の文章に，古堅田は「堅くして冬は水乾きたる田なり」とあるが，稲苅期には水を落してあるはずであるから，その後は鍬も立難い乾燥田である。しかし，このような乾燥田の耕起作業はたいへんな重労働である（第3表の古堅田を参照）。その重労働をいくらかでも軽減するために寒水をしかけて耕起作業終了後，中鍬（人力と牛力）をし，その水を排水するために溝掘をし，肥料投入となる。『清良記』「巻七」は正月中（太陽暦の2月19日頃）の後に肥料投入をしているが，これは『郡鑑』中田の文章「正月中旬より山岸の糞土や家敷廻りのはきためを入れる」と一致するのである。この古堅田の作業過程で荒掻の時に「初めて水を入れる」とあるが，この文章が未解決な謎として残る。

『清良記』「巻七」や『弐墅截』に記載される古堅田と水田は同じ湿田である。しかし，土壌の相違から水田は湛水田でも上田となり，古堅田は排水不良田から中田となる。古堅田については私自身，未解決な問題も多い。さらに聴取調査を重ねて，その解明を試みていく予定である。

おわりに

古堅田は乾田あるいは二毛作可能乾田という既説はイメージ的な発想である。現在でも宇和島市以南では古堅田という認識があり，現地聴取調査は思いがけない結果を得た。古堅田一つの解釈ではあるが，無批判的に乾田と解釈し，それが一度活字になると，後学の諸氏はそれに従う結果となる。私の無力な作業によって，いくらかでも誤釈の流れを変えたく古堅田の解釈を試みた次第である。

注

1）愛媛県教育会北宇和部会『親民鑑月集』（1933）103頁。
2）同上書，140頁。
3）『郡鑑』（伊予吉田郷土史料集，第四輯，1982）2頁。
4）『日本農書全集』第十巻（農山漁村文化協会，1980）収録『清良記』徳永光俊，解題（1）256頁。
5）峰岸純夫「十五世紀後半の土地制度」『土地制度史』I（体系日本史叢書6．山川出版社，1973）400頁。
6）徳永，前掲書解題，256頁。

7) 拙稿「『清良記』巻七の基礎研究（1)」『農村研究』第57号（1983）84〜86頁参照。
8) 拙稿「『清良記』巻七をめぐる農書研究（1)」『農村研究』第61号（1985）58頁注3参照。
9) 編集過程については拙稿「基礎研究（4)」『農村研究』第60号（1985）82〜83頁参照。
10) 佐々木潤之助『日本の歴史』（中央公論社，1974）21頁。
11) 山口常助「清良記の文献的批判」『歴史学研究』第97号（1942）71頁。
12) 古島敏雄『日本農学史』第一巻，後に『著作集』第5巻，（東京大学出版会，1975)161頁。
13) 徳永，前掲書解題，120頁。
14) 山本大「一領具足と走り者」『歴史手帖』第11巻第7号（1983）21頁より引用。
15) 同上論文，21頁より引用。
16) 山本大『土佐長宗我部氏』（戦国史叢書8，1974）114〜117頁。
17) 山本，前掲論文22頁より引用。
18) 『郡鑑』前掲書，6頁。
19) 長島淳子「近世女性の農業労働における位置」『歴史評論』383号（1982）57頁。
20) 『日本農民史料聚粋』第十一巻収録（1970復刻版）304頁。
21) 『弐墅截』（宇和島藩庁・伊達家史料，二，1977），上巻49頁。
22) 『親民鑑月集』前掲書，104頁。
23) 『弐墅截』前掲書，13頁。
24) 本誌第61号52頁第2表に『弐墅截』にみられる稲種とその作付村数を掲げたが，一部に集計ミスがあったために，本誌では訂正してある。
25) 『耕作事記』第六巻収録では『五穀雑穀其外作物集』であるが，『清良記』「巻七」第三項目に挿入されるに際し，編集者によって，「五穀雑穀其外物作り分号類の事」という項目名に改変されている。
26) 「風こほれに逢事」を徳永，前掲書52頁では「風害に対しても非常に強い特性をもつ」と解釈するが，誤釈ではなかろうか。嵐嘉一『日本赤米考』（雄山閣，1974）5頁では，太米は「脱粒性ごく易」と記述する。
『清良記』新本系統の諸本は「風こほれに逢事」と記載するが，『清良記』古本系統の諸本では「風こぼれず」となる。古本系統の原本を編集した執筆者は太米について正確な把握をしていなかったと推察する。
27) 嵐，同上書116，165頁。
28) 同上書，68頁。
29) 農林省農地局振興局『土地改良と農業改良』（1958）152頁。
30) 『郡鑑』前掲書，11頁。正保2年（1645）検地時の「覚」である。
31) 松浦郁郎校訂『清良記』（1975）274頁。「巻二十」に「麦田のみぞ」とあるによる。
32) 『郡鑑』前掲書12頁，『清良記』「巻七」（『親民鑑月集』前掲書)53頁にそれぞれ九十六色の稲とある。また『弐墅截』前掲書に記載される稲種を総計すると93〜99種類が確認される（異名同種，同名異種の分類の方法によって差異がある)。稲種数96種類というのは宇和島藩周辺の当時栽培されていた稲種の目安となる。
33) 『水稲栽培技術の理論』（農業技術研修，Ⅲ，農林水産業生産性向上会議，1962）91頁。
34) 『親民鑑月集』前掲書，103頁。『郡鑑』前掲書2頁。
35) 拙稿「『清良記』および『弐墅截』における田畑位付」『農村研究』第54号（1982）48頁参照。
36) 筆者の現地調査。菅菊太郎『松浦宗案』（1943）156頁。
37) 『耕作事記』第八巻収録『土地弁談』。
38) 水の下層への滲透は稲作にとってはかなり重要なことである。『水稲栽培技術の理論』前掲書，86頁。

（受付　昭和61年4月24日
受理　昭和61年7月14日）